

とらばさみによる違法捕獲防止の推進について

環自総発第 1710062 号
平成 29 年 10 月 6 日

環境省自然環境局総務課長から 各都道府県・指定都市
・中核市動物愛護主管部（局）長 あて

動物愛護管理行政の推進につきまして、日頃から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今、とらばさみにより犬・猫等の愛護動物を殺傷する事例が多く報道されているところです。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下、「鳥獣保護管理法」という。）においては、野生鳥獣の捕獲を目的としたとらばさみの設置は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は 12 センチメートルを超えないもので、衝撃緩衝器具を装着したものであり、さらに安全の確保や鳥獣保護の観点から他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由により鳥獣保護管理法に基づき許可された場合以外は、使用が禁止されております。

また、犬・猫等の愛護動物の捕獲にあたり、様々な捕獲方法がある中で動物に著しい損傷を与えるとらばさみをあえて使用する場合には、愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけたとして、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）違反となる可能性が高いと考えられます。

つきましては、鳥獣行政担当部局とも連携しつつ、上記について住民へ周知いただくとともに、みだりな殺傷又は虐待の疑いがある場合には、引き続き警察当局との連携を密にし、より適切に対応いただくようお願いいたします。

なお、平成 29 年 9 月 1 日付けで、別紙のとおりとらばさみを販売している関係団体等に対し、協力依頼の文書を発出しておりますので、御了知願います。

とらばさみの販売に当たってのお願い

環自野発第 1709017 号
環自総発第 1709011 号
平成 29 年 9 月 1 日

環境省自然環境局野生生物課長及び総務課長から
一般社団法人日本ドウ・イット・ユアセルフ協会会長あて

鳥獣保護管理及び動物愛護管理行政の推進につきまして、日頃から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下、「鳥獣保護管理法」という。）等においては、野生鳥獣の捕獲を目的としたとらばさみの設置は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は 12 センチメートルを超えないもので、衝撃緩衝器具を装着したものであり、さらに安全の確保や鳥獣保護の観点から他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由により鳥獣保護管理法に基づき許可された場合以外は、使用が禁止されております。

このため、環境省及び各都道府県においては、鳥獣保護管理法に違反して野生鳥獣の捕獲の目的で設置されたとらばさみ等のわなの取締りを行うことにより、違法捕獲を未然に防止するための対策を講じているところですが、違法捕獲を根絶するためには、捕獲を行おうとする者が違法に捕獲を行うことがないように販売に当たっても留意していただくことが重要です。

また、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護管理法」という。）に基づき、犬・猫等の愛護動物をとらばさみを用いてみだりに殺し、又は傷つけた場合は、動物愛護管理法違反となります。

つきましては、貴協会の会員企業に対し、上記の鳥獣保護管理法及び動物愛護管理法の扱いに関して周知の上、とらばさみの販売に当たっては、当該鳥獣保護管理法及び動物愛護管理法上の扱いの掲示や、とらばさみを使用できる場合は極めて限定的であり、鳥獣保護管理法に基づき許可なくとらばさみを使用してはならないことを踏まえた購入者への鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可証の確認等により、とらばさみの不適正な使用の防止に御協力をお願いいたします。

以上について御理解・御協力をいただき、今後とも、御支援を賜りますようお願いいたします。